

な分野から発言を行うべきではないかと考える次第である。

太田 出著『自新所』の誕生——清中期江南デルタの拘禁施設と地域秩序』（『史学雑誌』一一一編四号）

造意の渠率に非ず、と。皆過ちを悔い自ら出づるを得るや、田里に帰らしむ」と読んで、群盜に参加した者たちは「皆」放免されたと解釈すれば、そこに首従法類似の処罰は見出されない。「矯制」についても、小竹氏の訳される通り「勅命であるといつわり」と解するのが穏当であって、本来皇帝の詔がなければなし得なかった処罰を独断で行ったと解するのは読み過ぎである。

著者が前漢代の首従法類似の処罰と理解する二例のうち、右のように⑤は必ずしも首従法類似とは解されず、⑧（『漢書』元帝紀建昭二年条）は著者も認めるように共犯者を同等に処罰したことを記す別の資料が存在する。すると首従法類似の処罰を伝える事例の多くは後漢代（五例）にある。これらの点から、首従法類似の処罰の始まる時期を前漢武帝期以降の「公羊伝」の台頭に直結させることには不安を感じる。しかも「公羊伝」を専門とする博士官はすでに景帝期から二人も設置されており、富谷氏の「謀反」の専論には、「春秋の義」を引用する事例が前漢初年から三国時代まで広く収載されているのであるから、首従法類似の処罰のみがなぜある時期を境に現れるのかという疑問に対しても、『公羊伝』の台頭という解答は十分でないように評者には思われた。

以上の評者の感想は、本論文が法の原則と思想的根柢の問題に限定して検討を行っており、もとより前漢後半期以降の社会の混乱などの要素を考察対象に含まないことに起因する。評者を含めた中国古代研究者がこの重要な問題提起に対して、様々

伝統中国の刑罰には、特定の施設を設けてそこに監禁する刑が基本的に存在せず、古来より存在する「監（獄）」とは未決囚の拘留所であった。明代後半になると、未決囚の拘留所として国家が認める監以外に、非定制の拘留所「舖倉」が出現した。舖倉は清代にも引き継がれたが、康熙四十五年にすべて折毀された。そして雍正三年、監を内監と外監に分け、前者は重罪の未決囚を、後者は軽罪の未決囚を収禁することになった。ところが乾隆期になると「自新所」と呼ばれる拘禁施設が新たに出現した。本論文はこの自新所を直接対象とする初の研究であり、その実態およびそれが保甲制といかに連関して地域社会の問題に対応したかを、乾隆期の江南デルタを中心に考察するものである。

まず「二 自新所とは何か」では、江南デルタの県志を主要な史料として自新所の実態を解明する。乾隆十年の蘇州を嚆矢として江南デルタ各州県に次々と出現した自新所には、道光『崑新両県志』所掲の崑山県の自新所のように軽罪の未決囚を拘禁するものも存在した。しかしそれは「道光年間までに実態として…変質していた」（六頁）と解釈すべきものであって、

当為ないし原初的機能から考えれば、自新所とは「軽微な窃盜罪を犯した既決囚のうち、身柄の引き受け手の無い者を所内に拘禁しつつ労働せしめる施設」（十頁）であつたとする。

次に、自新所誕生前夜の乾隆五十六年に江蘇按察使の任にあつた陳弘謀の二つの詳文を検討し、自新所を成立せしめた司法官の刑罰思想や社会的背景などを探る。

「三 窃盜事件への注視と潜在的犯罪者の疑似保甲」では、当時の江蘇において窃盜の取締りが最重要事項であつたという陳弘謀の認識を紹介した上で、彼の提案する対策の一つである「無産無業の人」の管理に「犯罪予防を検討する。そしてそれは乞丐に対する疑似保甲など、地域社会への再定着を試みられることを前提に、潜在的犯罪者たる流動貧困層を特定の場合に固定して閉じこめを図るものであつたことを明らかにする。

「四 犯罪者に対する地域社会の排除姿勢と自新所への拘禁」では、陳弘謀が提案するもう一つの対策である、刑執行後の旧匪に対する処遇に「再犯防止を検討する。陳弘謀は、窃盜の常習の原因として、刑罰の重さではなく地域社会の排除姿勢とそれに由来する自活手段の欠如を想定し、刑執行後、その受け皿を極力地域社会に求めつつも、身柄の引き受け手がない場合に夜間を中心に拘禁しつつ一定の労働に従事させることなどを提案した。そして彼の按察使離任後、この提案の労働以外の部分が先行して実施されたが、それが失敗に帰したとき、窃盜犯を「良民」として地域社会に再定着させることを目的とする、拘禁と労働の機能を併せ持った自新所が誕生したとする。

ところで、治安維持を目的に全国で施行された保甲制は、その目的からして潜在的犯罪者や犯罪者こそ保甲に編成して監視すべきであつた。しかし「良民」から成る地域社会は彼らを差別・排除する傾向にあつた。このような一般の保甲制的な秩序から排除された者のために、その受け皿として疑似保甲や自新所などが創設された。それらは保甲の機能を代替するのみならず、その対象者を「良民」化して地域社会へ再定着させる役割を併せ持つことで、一般の保甲制を補充する役割を果たした。

著者は、自新所誕生の背景を探ることを通じて、以上のような地域社会の秩序構造やそこにおける疑似保甲や自新所の役割を描き出した。この点において本論文は、著者が標榜する「国家権力の暴力（治安維持）装置を地域社会ないしは地域秩序との関わりにおいて理解しようとする研究」（三頁）として相応の成果を収めていると言える。

しかし評者には、著者が地域社会との連関における理解を意識するあまり、自新所の別の側面、特に自新所を巡る官僚制内部の動向を等閑視しているようにも感じられた。それは自新所の実態分析に端的に現れている。

本論文二十五頁で引用する張誠「与王成齋太守論自新所書」という史料について、著者は人物や場所を特定できていないが、張誠とは浙江省平湖県の人で乾隆四十二年の挙人、王成齋とは乾隆五十年から一度間を挟んで五十五年まで平湖県知県を勤めた王恒のことである（共に光緒『平湖県志』に伝がある。また乾隆『平湖県志』には両者の序文が掲載されている）。

この史料全体を要約すると次のようになる。すなわち、李知県が自新所を創設した時は賞賛されるものであったが、徐々に手枷・足枷・木籠が用いられ、また窃盜犯のみならず訴訟関係者も收容されるようになり、一度收容されると胥吏・衙役が例錢を搾取するため、その害悪は獄よりも酷くなった。王恒が知県の時、張誠がその害悪を進言し、上諭を奉じて自新所を折毀した(乾隆『平湖県志』によると折毀は乾隆五十四年)。しかし新任の劉知県(光緒『平湖県志』によると王恒の後任は劉雲)が、賊匪の騷擾の多いことを理由に弊害を考慮せず自新所を再建し始めたので、県民は恐慌を來たした。そこで張誠は先任知県の王恒に善処を懇請した。

ここで問題となるのは李という知県である。光緒『平湖県志』によると、王恒以前の清代の平湖県知県で李姓は五名いるが、自新所は乾隆期以降の話なので順治の一名と康熙の二名を除くと、乾隆二十二年着任の李化楠が同年着任の李納璧となる。そしてこの史料は王恒離任直後の乾隆五十五年のものとして推定し得るため、史料の内容は、乾隆二十二年以降五十五年以前のおよそ三十年間における平湖県の自新所に関する記述となろう。つまりこれは、著者が考察の中心とする乾隆期江南デルタにおける自新所の史料に他ならない。

さて、この史料からだけでも、自新所に関する興味深い事実を読み取ることが可能である。それを列挙してみると、①三十年という短期間で変質したことからすれば、自新所は制度的な安定性が乏しい。むしろその時々々の知県の力量や施政方針次第

で容易に変質するものであった。②変質とは、弊害の諸側面を除けば未決囚の收容に尽きる。ここより、知県の施政方針には犯罪者の受け皿の確保(自新所の原初形態)と裁判関連施設の充実(自新所の変質形態)があり、物理的施設としての自新所はその方針によりどちらにも機能し得たことがわかる(弊害が顕著になれば施設の折毀という選択肢も存在した)。そして二つの施政方針の背景には、「強盜(盗みを防ぐ)」を大前提とする、更正主義と嚴罰主義とでも言うべき刑罰思想の違いが存在したと考えられる(「結語」には同様の言及があるが、自新所誕生の背景として後者から前者への移行を述べるのみで、両者間の揺れ動きは想定されていない)。「犯罪発生頻度の急激な上昇」(二十九頁)を前に、前者を採れば原初形態の自新所の充実を目指す、後者を採れば嚴罰を科すために裁判制度の確実な運営を期すであろう。③自新所の害悪に関して張誠が進言していたことや、それ以前、胥吏が自新所の存続を言い立てていたことから考えれば、折毀を含む知県の施政方針の選択には、時として県の構成員からの働きかけがあり、しかもそれが一定程度反映されていたことになる。

そして①③をより合理的に理解するためには、清代官僚制において自新所が州県レベルの「隨地制宜(地域の实情による選択)」の所産であったことを提示する必要がある。そのことは、窃盜犯の処遇を巡る「起除刺字」律の律文および条例(なお二十六頁所引の同律「乾隆五年定例」は道光十八年の改定条例であって乾隆五年のそれではない)と陳弘謀の二つの詳文の

それぞれの関係や、六〇七頁で提示する自新所に関する吳・長洲・元和三県の詳文などから容易に推察できる。

こうして見ると、自新所を「軽微な窃盜罪を犯した既決囚のうち、身柄の引き受け手の無い者を所内に拘禁しつつ労働せしめる施設」とする著者の見解は、確かに自新所の原初的機能を提示するものの、他方でそれが自新所の一機能を提示するに過ぎないこともわかる。本論文の表題からして著者の関心が自新所誕生の段階にあることは明白だが、「自新所の実態を明らかにする」(三頁)と述べる以上、自新所を巡る官僚制内部の動向やその一掃結としての機能的変質をも解明する必要がある。そしてそれは、自新所が官僚制を離れて論じられないことからすれば、著者の標榜する地域社会との連関における理解においてもまた必要な作業であると考えられる。(鈴木 秀光)

森田 成満著「清代に於ける性を巡る法秩序とその司法的保護」(『星葉科大学一般教育集録』二〇輯)

著者は、論文「清代に於ける民事法秩序の構造再論」において、「官には法律関係、即ち、事柄に沿って具体性の高い内容の準則があり、時には競合しながら裁判規範となる」(八十一頁)と述べられた。清代における上記のような官の「準則」を発見し、それらの関係を明らかにすることが、著者の近年の研究の一つの目的であり、本論文もその方針に沿ったものであると考えられる。

第一節「性を巡る法秩序の内容とその成り立ち」の前半部分では、「官が性交渉はどのような男女の間でなすべきと考えているか」が検討される。

「性交渉を認める男女の範囲に関する清代法の仕組みの特徴は、内容の異なる複数の準則が併存し、その中に軸となる準則があるところにある。」(六十五頁)

ここでいう、軸となる準則とは、婚姻外の性交渉禁止、一夫一婦制、近親婚禁止、尊卑間・良賤間での婚姻禁止、僧・道の婚姻禁止、官員と管轄地の婦女との婚姻禁止といったものである。

一方、それらを修正する準則としては、妾制度、賤民身分の女性との性交渉容認(のちに禁止)、家計維持のための期限付き婚姻容認(妻の典売・招夫養夫慣行)などが挙げられている。

第一節の後半部分においては、

①法と礼が一致するとき

②法が存在せず、礼による規制しかなるとき

③礼とは異なる内容の法があるとき

の三つの場合に分けて、法と礼の関係が検討される。

第二節「性を巡る法秩序の司法的保護」においては、「法秩序を司法上実現するための仕組み」についての分析が行われている。ここでは、性交渉が容認される男女の結び付きを保護することに、より間接的に法秩序を保護する場合と、直接的に「姦」を処罰する場合に分けて検討がなされているが、特に強調されているのは、身分秩序と関連して、処罰の軽重が異なる